

サロネットスチューデント会員規約

第1条 名称 営業所在地

名称・営業所在地は本文末尾に明記します。(以下「本会」といいます)

第2条 運 営

本会の運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は有限会社ビーエムシー東京が行います。

第3条 目 的

本会は、生徒様に気軽にお立ちより頂けるコミュニティースペースの開放と教材の低価格販売を実現する事により実技練習及び学科の勉強を強化し優秀な次世代の「美容家」がたくさん誕生する事を支援する事を目的とします。

第4条 入会資格

- ① 本会に入会できる方は本規約第3条に同意を頂いた AKI トータルビューティースクール及び Na4'の現受講生とします。(以下「会員」といいます)
- ② 暴力団構成員、会員に支障を来す可能性がある方、その他本会員として不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第5条 入会手続

- ① 本会に入会する方は所定の入会手続きを行い、本会の承認を得た上、定める会費をお支払いいただきます。
- ② 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第15条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

第6条 会員の種類

本会の種類及び各要件は別に定める通りです。

第8条 資格停止及び除名

本会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一 本会員の定める会費を3ヶ月以上滞納したとき。
(除名の場合、除名以前の会費は全て納入していただきます。)
- 二 本会員の施設を故意に毀損したとき。
- 三 本規約、その他本会員が定める規則に違反したとき。
- 四 本会員の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六 会員一として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 八 本会員の合理的な指示・指導に従わないとき。
- 九 その他本会が、社会通念に照らし、本会員としてふさわしくないと認めたとき。

第10条 会費等の支払

会員は、本会の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本会が定めるものとします。

(月会費は、会員が本会の会員資格を有する限り、現実に本会を利用しない場合も支払義務が発生します)

第11条 休会及びコース変更

休会及びコース変更は、別途定める諸規定に従って届け出なければならないものとします。

第12条 退 会

会員は、各月の5日(5日が休館日の場合翌営業日)までに本会に所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。5日を過ぎた場合は、本会の事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本会が退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第13条 休業

本会は、原則として Web サイト上に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の清掃、整備、その他本会の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに Web サイトのお知らせ情報に記載します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめお知らせすることなく施設を休業することができるものとします。

第14条 会の廃止、利用制限等

① 会は、次の事由により本会を廃止または閉鎖または臨時休業することができます。

一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本会の業務遂行に支障があるとき。

二 施設の改造または補修工事実施のとき。

三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。

四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。

五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

② 本会は、施設を利用して一般を対象としたカルチャースクール等を、あらかじめ Web サイト上でお知らせすることにより開催することができます。なお、会員はこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、会員に対する補償はいたしません。

③ 各種特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準用します。

第15条 会員の利用及び事故

① 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本会の施設を利用するものとします。

② 本会は、会員が本会の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本会の責

めに帰すべき事由が無い限り、責任は負いません。会員同士の本会内外でのトラブルについても同様とします。

- ③ 会員は、本会において、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本会の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第16条 変更事項

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第17条 諸費用の改定

本会は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本会は改定日の1ヶ月以上前までに当社 Web サイトにて会員に告知するものとします。

第18条 細則

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本会が定めるものとします。

第19条 改定

本規約の改定及び変更は本会により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本会が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月前までにその内容を当社 Web サイトにて会員に告知するものとします。

第20条 附則

本規約は2018年1月4日より施行します。

名称及び営業所在地

名 称：有限会社ビーエムシー東京

住 所：東京都八王子市松木 3-15